資料2 運営委員会等について

区分	運営委員会	協議会
設置根拠	平成30年9月14日付け、文部科学省及び厚生労働省関係局長通知「新・ 放課後子ども総合プランについて(通知)」	平成27年3月31日付け、文部科学省総合教育政策局長・初等中等教育局長決定(令和2年3月31日一部変更)「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領」
内容	市町村は、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置する。 その際、市町村の教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子ども教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めることが必要である。	一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施する場合には、活動プログラムの充実や学校施設等の活用を具体的に検討する場が必要であることから学校区ごとの協議会の設置を補助要件とする。
主な検討内容	 ○教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策 ●小学校の余裕教室等の活用方策と公表 ●活動プログラムの企画・充実 ○安全管理方策 ○ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策 ○広報活動方策 ○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室実施後の検証・評価 等 	●共通プログラムの日時、内容、実施場所○こどもの状況などの情報共有●学校施設の活用方法 等
主な構成員	 ○行政関係者(教育委員会及び福祉部局) ●学校関係者 ● P T A 関係者 ○社会教育関係者 ○児童福祉関係者 ○学識経験者 ● 放課後児童クラブ関係者 ● 放課後子ども教室を含む地域学校協働活動関係者 ●学校運営協議会関係者 ○地域住民 	 ●学校関係者 ●学校運営協議会委員 ●放課後児童クラブの従事者 ●地域学校協働活動推進員 ●協働活動支援員 ●保護者 ○青少年団体 等
既存組織に よる代替	可	可
要件	放課後子ども総合プランを実施するにあたり設置が必要 学校区毎に設置する必要はない。	放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体型として運営する 際は、学校区毎に設置が必要

[※] 主な検討内容及び主な構成員の●は、運営委員会と協議会で概ね共通する項目、○は共通しない項目を示す。